

**令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の採択に伴う  
ガス基本約款等および電気供給約款等の変更について**

2023年12月22日  
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：藤原 正隆、以下「当社」）は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に参加し、政府の定めた支援単価に従って、2023年2月分から2024年1月分までの都市ガスおよび電気料金の値引きを行ってきました\*1\*2。今回、政府の令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に採択されたことを受け、2024年1月1日に当社のガス基本約款等\*3および電気供給約款等\*4を変更し、**2024年2月分\*5の料金以降も引き続き、政府の令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となるお客さまのガス料金および電気料金を値引きします。**なお、今回の変更之际し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

\*1: 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の採択に伴うガス基本約款等および電気供給約款等の変更について（2022年12月発表）

[https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2022/1311626\\_49634.html](https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2022/1311626_49634.html)

\*2: 政府支援によるガス料金・電気料金の値引きに関するお知らせ（2023年9月発表）

[https://www.osakagas.co.jp/topics/1766271\\_14522.html](https://www.osakagas.co.jp/topics/1766271_14522.html)

\*3: ガス基本約款等すべての供給条件

\*4: 電気供給約款等すべての供給条件

\*5: 2月分料金の対象となる使用期間は下表をご参照ください。

区分	対象	ご使用期間
ガス	主に家庭用のお客さま	1月検針日の翌日～2月検針日
	主に大口契約のお客さま	2月1日～2月末日（2月末日検針）
電気	低圧・高圧のお客さま	1月検針日～2月検針日の前日
	高圧のお客さまの一部	2月1日～2月末日（3月1日検針）

#### 1. 変更内容について

政府の令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」において決定された支援単価を踏まえてガス料金および電気料金を値引き\*6するため、原料費調整および燃料費調整の算定式を変更します。具体的な変更内容は、別紙をご確認ください。

\*6：ガス料金は、ガス基本約款等に記載の算定式にもとづき支援単価以上の最小値を値引きします。

電気料金は、電気供給約款等に記載の算定式にもとづき支援単価を値引きします。

【政府の支援単価について】（税込）

	2024年2月～5月分料金	2024年6月分料金
ガス	15円/m <sup>3</sup>	7.5円/m <sup>3</sup>
電気（低圧）	3.5円/kWh	1.8円/kWh
電気（高圧）	1.8円/kWh	0.9円/kWh

※ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>/年以上のお客さまや、発電事業を営むお客さまが売電されるために使用されるガスについては支援の対象外となります。電気は特別高圧のお客さまは支援適用の対象外となります。

2. 適用時期について

2024年2月分～2024年6月分の料金に適用します。

3. 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要は以下のURLよりご確認ください。

▽資源エネルギー庁HP：引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

4. お問い合わせ先

約款変更に関する専用問い合わせ窓口

0120-006-322

《受付時間》 月～土 9時～19時 日・祝 9時～17時

※12/29～1/3を除きます。

（今回の変更の際し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。）